

## 公益社団法人富山県建築士会代議員選挙管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人富山県建築士会定款第5条第3項の規定に基づく代議員の選挙に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (代議員の選出)

第2条 公益社団法人富山県建築士会定款第5条第3項の規定に基づく代議員の選出は、選挙区ごとに行う。

- 2 代議員の定数は、選挙区毎に定めるものとし、正会員の概ね30名の中から1名の割合とする。
- 3 前項において端数が生じた場合には、14人以下は切り捨て、15人以上は切り上げる。

## (選挙区)

第3条 前条の選挙区の区割りは、別表に定める支部とする。

- 2 支部は、前条第1項に規定する代議員候補者を推薦することができる。ただし、推薦者以外の者が立候補することを妨げてはならない。

## (選挙事務の管理)

第4条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

## (選挙管理委員会)

第5条 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、正会員の中から理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 会長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免するものとする。ただし、第2号及び第3号の場合においては、理事会の同意を得なければならない。
  - (1) 正会員の資格を有しなくなった場合
  - (2) 心身の故障のため、職務を執行することができない場合
  - (3) 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合
- 4 委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 5 委員長は、委員の中から互選しなければならない。
- 6 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。
- 7 委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 前各項に定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## (選挙人名簿)

第6条 委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、選挙を行う場合に選挙人名簿の登録を行うものとする。

## (選挙)

第7条 選挙の期日は、少なくとも15日前に公告しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、代議員選挙の日程を前項の公告の2月以前に周知しなければならない。

## (補欠選挙)

第 8 条 代議員の数が定数の 8 割に満たなくなった選挙区については、速やかに補欠の選挙を行う。

(選挙の方法)

第 9 条 選挙は、投票により行う。

(一人一票)

第 10 条 投票は、各選挙につき一人一票に限る。

(投票用紙の送付)

第 11 条 代議員選挙の投票用紙は、立候補の受付期日から 7 日以内に選挙人に送付しなければならない。

(記号式投票)

第 12 条 投票は、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうち選任すべき数まで、投票用紙の記号を記載する欄に○の記載する方法によることとする。

(無効投票)

第 13 条 選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 第 12 条に規定する記載方法と異なった記載がされたもの

(立候補の届出)

第 14 条 代議員の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示があった日に立候補届(別紙書式 1)を委員長に届け出なければならない。

- 2 立候補の届出には、落選した際に補欠の代議員となるか否かの意思表示を同時に行うものとする。意思表示がないときは、補欠の代議員となることを希望するものとして取り扱う。
- 3 前項の補欠代議員の順位は、得票数の多い順とする。
- 4 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合において、補欠の代議員がいるときは、後順位の者を代議員とする。

(立候補の辞退)

第 15 条 届け出のあった候補者は、立候補の届け出の締め切りの日に委員長に届出(別紙書式 2)なければ、その候補者たることを辞することができない。

(当選人)

第 16 条 代議員の選挙においては、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選人とする。

- 2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、委員会において、委員長がくじで定める。

(無投票当選)

第 17 条 選挙において第 14 条の規定による届出のあった候補者の総数がその選挙において投票すべき役員又は代議員の数を超えないとき若しくは超えなくなったときは、投票は行わない。

(当選人決定の場合の報告)

第 18 条 代議員の選挙において当選人が定まったときは、委員会は直ちに当選人の住所、氏名及び得票数その他選挙

の次第を会長に報告しなければならない。

2 補欠の代議員がいるときは、補欠の代議員名簿を調整し、前項の当選人とともに、会長に報告しなければならない。

(当選者の公表)

第 19 条 委員会は、当選者について会員に告示しなければならない。

(選挙録)

第 20 条 委員長は、選挙の経過を記録した選挙録を作成し、署名捺印しなければならない。

2 委員会は、当該選挙にかかる役員等の任期間、選挙録及び投票用紙を保存しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 選挙区の区割り (第 3 条関係)

新川支部
富山支部
中新川支部
婦負支部
高岡支部
射水支部
氷見支部
砺波支部